

雄川閣の活用に向けた基本協定書

栄村長 宮川幹雄（以下「甲」という。）と一般社団法人 人力チャレンジ応援部 代表理事 金田剛仁（以下「乙」という。）は、村が所有する保養センター雄川閣（以下「本施設」という。）に関し、本基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本施設が秋山郷の重要な観光資源であり、本施設を活用し秋山郷の活性化を図ることが甲及び乙双方の目的であることを確認し、本施設の新たな価値を創出するための取り組みを行うにあたり、その基本事項を定めるものである。

（本基本協定の内容）

第2条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、本施設の利用に関し、施設の活用方法、実施する事業内容、運営計画等について協議を行う。

（今後の予定）

第3条 甲及び乙は、本施設の売買または譲渡に関し、令和8年5月末を契約締結の目途とする。

（有効期間）

第4条 本基本協定書の有効期間は、本基本協定書が締結された日を始期とし、本施設の所有権が乙に移転した日を終期とする。

2 協議不調により契約締結に至らなかった場合には、その事実が確定した日をもって本基本協定書は終了するものとする。

（本基本協定書の変更）

第5条 本基本協定書の規定は、甲及び乙双方の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本基本協定書により生ずる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。

（その他）

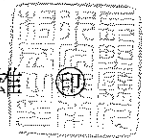
第7条 本基本協定書に定めのない事項が発生したとき及び疑義が生じたときは、必要に応じ甲及び乙双方が協議のうえ定めることとする。

上記協定締結の証として、本基本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年1月16日

甲 長野県下水内郡栄村大字北信 3433

栄村長 宮川 幹雄



乙 神奈川県大和市中央林間3丁目24番7号
一般社団法人 人力チャレンジ応援部
代表理事 金田 剛仁

